

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

個別注記表

第16期（2021年9月1日～2022年8月31日）

株式会社農業総合研究所

「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

i. 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ii. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券（市場価格のない株式等）

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10～15年
--------	--------

構築物	7～15年
-----	-------

機械及び装置	7年
--------	----

車両運搬具	2～6年
-------	------

工具、器具及び備品	2～15年
-----------	-------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、約束された取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素はありません。また、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

① 農家の直売所事業

農家の直売所事業では、当社及び業務委託先が運営する集荷場で登録生産者から農産物を出荷し、原則翌日にスーパー等の「産直コーナー」で販売する独自の流通プラットフォームを提供しております。

農家の直売所事業は、主に委託販売システムと買取委託販売を行っております。

i. 委託販売システム

当社と顧客（登録生産者）との契約から生じる収益は、顧客に当社独自の流通プラットフォームの提供を行うことによるものであります。流通プラットフォームの提供は、商品がスーパー等の委託販売先から消費者に引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、委託販売システムによる流通プラットフォームの提供は、当社が代理人として行う取引に該当すると判断したため、当社手数料部分を収益として計上しております。

ii. 買取委託販売

当社と顧客（消費者）との契約から生じる収益は、商品（当社が生産者から買取りした農産物）を当社独自の流通プラットフォームを用いてスーパー等の産直コーナーで委託販売を行うことによるものであります。買取委託販売は、商品が委託販売先から顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

② 産直卸事業

産直卸事業では、当社が生産者から直接農産物を買取り、商品の「パッケージ」、売場の「POP」、生産者のおすすめ「レシピ」などで商品の付加価値を可視化し、スーパー等の通常の青果売場である「青果コーナー」に卸販売をしております。

当社と顧客（スーパー等）との契約から生じる収益は、商品（当社が生産者から仕入れてブランド化した農産物）を顧客の青果コーナーに納品をすることによるものであります。商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、「買取委託販売」において、従来は顧客から受け取る対価の総額からスーパー等の手数料を控除した金額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額を収益として認識し、スーパー等の手数料を販売費及び一般管理費として計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は330,710千円増加し、販売費及び一般管理費は330,710千円増加しております。また、営業損失、経常損失、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（貸借対照表計上額） 113,393千円
（相殺前の繰延税金資産 116,668千円、相殺前の繰延税金負債 3,274千円）

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び、当事業年度までに発生した税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得を算出し、合理的な見積可能期間におけるスケジュールリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎として、将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消見込み時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積られる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断し、金額を算定しております。また、前事業年度から継続して、重要な税務上の欠損金が生じておりますが、当該欠損金の主な発生要因は、需要拡大に備えたシステム開発や産直卸事業推進のための先行投資が継続していることによる、一時的なものと仮定しております。これらの税務上の繰越欠損金については、繰越期間にわたる将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジュールリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しています。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画の基礎となる市場の動向や経営戦略等に基づく将来売上予測及び将来営業損益予測であります。翌事業年度における計画は、食の安心・安全への生活者の意識の高まりや新型コロナウイルス感染症の長期化による内食需要の定着により、引き続き当社の重要な経営指標である流通総額が堅調に成長するものと仮定を置き、将来の課税所得の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があります。見積りの前提に大きな変化が生じ、流通総額が事業計画上の計画値を下回った場合、繰延税金資産の取り崩しを行う可能性があります。

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

減損損失 28,170千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は事業用資産については継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合に減損の兆候があるものとしております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際の回収可能価額は使用価値により算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画の基礎となる市場の動向や経営戦略等に基づく将来売上予測及び将来営業損益予測であります。翌事業年度における計画は、食の安心・安全への生活者の意識の高まりや新型コロナウイルス感染症の長期化による内食需要の定着により、引き続き当社の重要な経営指標である流通総額が堅調に成長するものと仮定を置き、割引前将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローは事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があります。見積りの前提に大きな変化が生じ、流通総額が事業計画上の計画値を下回った場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

以下の関係会社の仕入債務に対し債務保証を行っています。債務保証の極度額は下記のとおりです。

株式会社世界市場 5,000千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 88,797千円

短期金銭債務 3,895千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 91,181千円

仕入高 27,769千円

営業外取引による取引高 960千円

(2) 減損損失

当社は、当事業年度において以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
和歌山県和歌山市	事業用資産	ソフトウェア	28,170千円

当社は、管理会計上の区分を最小の単位とし、資産のグルーピングを行っております。また、処分予定の資産や事業の用に供していない遊休資産等については個別に取り扱っております。上記資産については、ソフトウェアの開発計画の見直しに伴い、将来の使用見込みがなくなったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。減損損失の測定における回収可能価額の算定に当たっては、使用価値により算定しており使用価値は零としております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 22,025,900株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 1,970株 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	124,745千円
減損損失	9,460千円
貸倒引当金	1,795千円
賞与引当金	13,650千円
未払費用	2,047千円
未払事業税	1,873千円
株式報酬費用	1,713千円
無形固定資産減価償却費超過額	22,881千円
有形固定資産減価償却費超過額	254千円
資産除去債務	4,440千円
関係会社株式	1,893千円
その他	76千円
繰延税金資産小計	184,833千円
評価性引当額	△68,165千円
繰延税金資産合計	116,668千円

繰延税金負債

有形固定資産（資産除去費用）	3,274千円
繰延税金負債合計	3,274千円
繰延税金資産の純額	113,393千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や増資）を調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金は、設備投資に係る資金調達であり、長期借入金は営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従って取引を行い、取引先ごとの回収期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングして財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 投資有価証券は、非上場株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部が月次単位での支払予定を把握するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表には含まれておりません((※2)を参照ください。)

また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
長 期 借 入 金 (※ 1)	406,660千円	408,255千円	1,595千円
負 債 計	406,660	408,255	1,595

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) 市場価値のない株式等は含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（関係会社株式）	105,277千円

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において掲載される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	－	408,255千円	－	408,255千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	105,277千円
持分法を適用した場合の投資の金額	97,270千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	14,598千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

当社の関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注 2)
関連会社	株式会社 世界市場	(所有) 直接24.7	役員の兼任	農産物の販売 (注 1)	7,762	売掛金	84,162
関連会社	富山中央青果 株式会社	(所有) 直接33.4	役員の兼任	農産物の販売 (注 1)	83,418	売掛金	4,635
				農産物の仕入 (注 1)	27,769	買掛金	1,906
				決済代行 (注 2)	－ (注 3)	買掛金	1,985

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注 1) 農産物の販売については市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注 2) 当社との関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模等を総合的に勘案し交渉の上決定しております。
- (注 3) 買掛金に関する取引については、決済代行業務により発生するものであり、同社に対するものではありませんので取引金額は記載しておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 40円81銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 5円82銭 |

12. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	農家の直売所事業	産直卸事業	計	
売上高				
委託販売システム	1,831,166	-	1,831,166	1,831,166
買取委託販売	1,903,722	-	1,903,722	1,903,722
卸販売	-	1,235,266	1,235,266	1,235,266
その他	222,514	-	222,514	222,514
顧客との契約から生じる収益	3,957,403	1,235,266	5,192,670	5,192,670
外部顧客への売上高	3,957,403	1,235,266	5,192,670	5,192,670

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少（減資）

当社は、2022年10月27日開催の取締役会において、2022年11月29日開催予定の第16回定時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少及び剰余金処分の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するとともに、現在生じている繰越利益剰余金の欠損をてん補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

(2) 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

① 減少する資本金の額

2022年10月27日現在の資本金の額546,633,250円のうち、496,633,250円を減少して、50,000,000円といたします。

② 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金496,633,250円

(3) 剰余金の処分の内容

当社は2022年8月期事業年度末日において179,137,671円の繰越利益剰余金の欠損を計上しており、会計法第452条の規定に基づき、上記「(2) 資本金の額の減少の内容」の資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金179,137,671円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損を全額てん補するものであります。

(4) 資本金の額の減少及び剰余金処分の日程（予定）

(1)取締役会決議日	2022年10月27日
(2)定時株主総会決議日	2022年11月29日（予定）
(3)債権者異議申述最終期日	2023年 1月 4日（予定）
(4)減資の効力発生日	2023年 1月12日（予定）

(5) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額及び発行済株式総数の変動が生じるものではないことから、1株当たり純資産額及び当初業績に与える影響はありません。

なお、上記の内容については、2022年11月29日開催予定の定時株主総会において「資本金の額の減少及び剰余金の処分の件」の議案が承認可決されることを条件としております。